

BCP（事業継続計画書）策定支援ツールについて

東日本大震災以降、BCPについては、その必要性が強調され、港湾運送事業者に対しても、国から総合物流政策大綱をはじめ、様々な形で策定が求められています。

こうしたことから、危機管理委員会傘下のBCP部会では、この程、中小企業者に焦点をあてた港湾運送事業にかかわる「BCP（事業継続計画書）策定支援ツール」を策定することと致しました。

本支援ツールは、地震・津波等を中心とした自然災害を想定のもとに、簡便・短時間で策定できることを基本コンセプトとしており、本支援ツールに個々の企業状況を記入することで、当該企業のBCPとして活用できる構成となっております。

是非、ご活用下さい。

尚、ワード形式による電子データのダウンロードについては、各地区港運協会にお申し出いただくようお願い申し上げます。

事業継続計画書
策定支援ツール

一般社団法人 日本港運協会
BCP部会

平成 25 年 10 月

- ①事業継続計画（BCP）とは
緊急事態発生時に業務の継続と早期の再開を図るための計画です。
- ②防災計画は「ヒトの命」「会社の財産」を守る計画です。
事業継続計画は「会社の事業」を守る計画です。

《はじめに》

☆ 国土交通省港湾局長通達「物流業における自然災害時のBCPの作成推進について」（平成24年9月20日）により、港湾運送事業者もBCPの策定が求められています。また、「港湾における地震・津波対策の在り方」（24年6月13日交通政策審議会港湾分科会防災部会）では、港湾を単位としたBCPの策定の必要性が指摘され、「総合物流施策大綱」（平成25年6月25日閣議決定）においては、物流事業者のBCPの策定の必要性が指摘されています。更に、津波被害に対しては、港湾の避難対策に関するガイドラインが平成25年9月に策定されました。

一方、新型インフルエンザ等対策ガイドライン（平成25年6月26日）においては、新型インフルエンザ等に備えたBCPの策定が必要とされています。

こうした中、中小企業庁は、中小企業の事業継続計画の策定を支援するため「中小企業BCP策定運用指針」を公表しています。

☆ 港湾運送業は海陸の輸送を円滑に結びつけることを通じ、我が国の暮らしと産業を支え、我が国経済の生命線を担う重要な役割を果たしています。

☆ 港湾運送業の事業継続なくして、我が国のサプライチェーンは機能しません。また、緊急支援物資の輸送という社会的責務を果たすためにも事業を継続することが求められます。

《支援ツールの使い方》

- この「事業継続計画書」は地震・津波等の自然災害を想定したものです。
- 「事業継続計画書」は、中小事業者に焦点をあて、個別企業の状況を記入すれば、そのまま自社の事業継続計画書として活用できるようにしました。
- 記入に当たっては、【記入上の留意事項】を参考に自社の状況に合わせた表現に置き替えてください。
記入後は、【記入上の留意事項】を削除して自社の事業継続計画書として活用ください。
- とりあえず、「事業継続計画書」に沿って、貴社の事業継続計画書を策定してみてください。その後、貴社の状況を踏まえて加筆・修正を行うことにより、より实际的・具体的な計画書としてください。

事業継続計画書
～自然災害版～

〇〇〇港運株式会社

平成〇年〇月〇日 作成

平成〇年〇月〇日 改訂

目次

1. 目的及び基本方針	5
(1) 事業継続計画書の目的	
(2) 基本方針	
2. 被害想定	5
(1) 対象とする災害の種類、規模	
(2) 対象事業所毎の被害想定	
3. 中核事業と目標復旧時間	6
4. 平常時における事前対策計画	7
(1) 災害対策本部	
(2) 緊急連絡体制	
① 従業員連絡リスト	
② 荷主企業等連絡リスト	
③ 行政機関、ライフライン、協力会社等連絡リスト	
(3) 事前対策	
① 避難計画	
② 防災物資及び防災用機材の備蓄	
③ 施設・設備の投資計画	
④ 資金の確保	
⑤ 訓練計画及び計画の点検・見直し	
5. 災害時の事業継続活動	14
対応活動フロー	
(1) 安全確保と安否確認	
(2) 災害対策本部の立ち上げ	
(3) 中核事業の継続方針の決定	
(4) 事業資産の確保対策	
(5) 荷主・協力会社対策	
(6) 財務対策	
6. 復旧宣言	17
(参考)	
1. 「震度 6 弱、6 強における被害発生状況のイメージ」	
2. 「財務診断モデル 基本コース」	
3. 「被災中小企業に対する公的支援制度」	
資料出所：1～3ともに中小企業庁「BCP策定運用指針」	

1. 目的及び基本方針

(1) 事業計画書の目的

本計画書は、地震等の自然災害により緊急事態が発生した場合においても、当社の中核事業を中断させないよう、また、万一中断を余儀なくされた場合には、可能な限り短期間で中核事業を再開するために策定するものである。

【記入上の留意点】

- ①このモデルでは事業の範囲を自社の存続に関わる重要な事業、経営上最優先すべき事業（中核事業）とその事業を遂行するための業務（重要業務）に限定しました。事業継続計画の対象事業の範囲を広く捉える場合には、適宜、修正してください。

(2) 基本方針

当社は、事業継続の取り組みを行うに当たって、次のことを基本とする。

- 第一に、顧客、従業員等の生命の安全確保を最優先すること。
- 第二に、緊急支援物資の輸送等の社会的責務を遂行すること。
- 第三に、顧客及び当社の経営ダメージを最小化すること。

【記入上の留意点】

- ①目的を達成するにあたっての基本的な考え方としては、「生命の安全確保」、「社会的責務の遂行」、「経営上のダメージの最小化」のほか「サプライチェーンの維持」、「企業価値の向上」等が考えられます。
- ②「生命の安全確保」が最優先であることが基本です。
- ③例記のような記述方法のほか、次のように対象別に記述する方法もあります。
 - ・荷主に対して→荷主の生産計画への悪影響を抑える。
 - ・従業員に対して→従業員と家族の安全と雇用を守る。
 - ・社会に対して→緊急支援物資の輸送等により、社会経済へ貢献する。

2. 被害想定

(1) 対象とする災害の種類、規模

東海、東南海、南海地震、首都圏直下型地震等による当社の各施設において想定される最大規模の地震とそれに伴う津波、液状化などの災害想定。

【記入上の留意点】

- ①自然災害には地震とそれに伴う津波、液状化などのほか、台風による風水害、河川等の氾濫による洪水、火山の爆発、暴風雪災害などがあります。徐々に範囲を拡大していくとよいでしょう。

- ②自社の立地する地域の最大規模の災害を想定することが必要です。
- ③具体的に、「東海地震で震度6以上」などと記述するとより明確になります。

(2) 対象事業所毎の被害想定

- ①本社
 - 地震：震度○
 - 津波：最大津波高 ○メートル
 - 液状化：液状化危険度やや高い
 - ライフライン：電力○日後にほぼ復旧
 - 水道○日後に○%復旧
 - ガス○日後に○%復旧
- ②事業場
 - 地震：震度○
 - 津波：想定なし
 - 液状化：想定なし
 - ライフライン：電力○日後にほぼ復旧
 - 水道○日後に○%復旧
 - ガス○日後に○%復旧

【記入上の留意点】

- ①国土交通省の「ハザードマップポータルサイト」や都道府県、市町村等のホームページから会社の所在地の地震、津波、液状化の危険度を把握することが可能です。ハザードマップは更新されます。最新の情報を把握しましょう。また、自治体によっては社会インフラの被害想定を公表しています。
- ②上記の情報が公表されていない自治体に対しては、ホームページ上で公表するよう地区港運協会などが要請することも一案です。
- ③自社では対応不可能な災害もありえますが、自社でできる限りのリスク対策を講じるため、最大規模の災害を想定しておきましょう。

3. 中核事業と目標復旧時間

中核事業	目標復旧時間
第1優先 緊急支援物資（水、燃料、食料品、医薬品等）及びライフライン維持に必要な物資の荷役	○日以内に必要となる荷役機器の整備と必要人員を確保
第2優先 荷主 ○（株）の○関係の荷役	大型荷役機械の被害がない場合→ ○日以内に復旧 大型荷役機械が被害を受けた場合→ 大型荷役機械の復旧後即時復旧
第3優先 元請 ○（株）からの緊急要請による荷役	着岸可能となる日までに荷役体制を確保

【記入上の留意点】

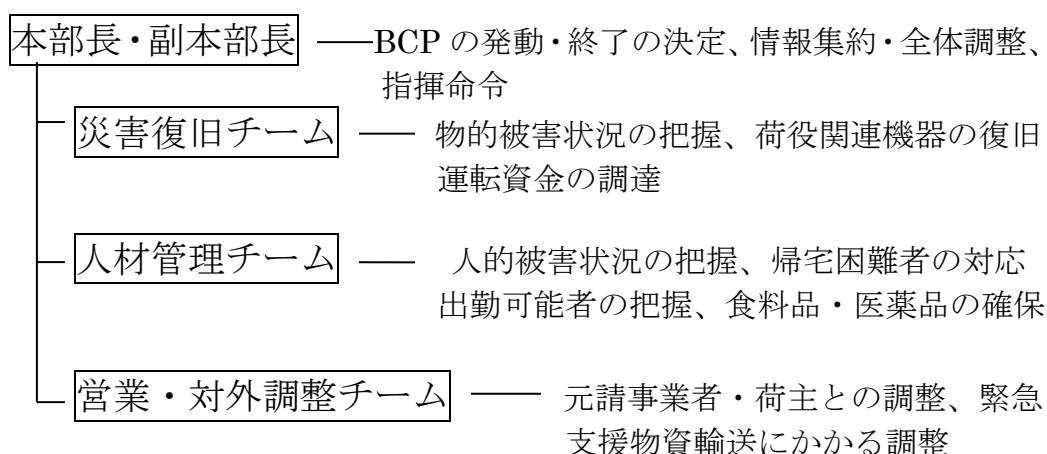
- ①緊急事態発生時には、従業員の安否確認や人的資産を初めとした事業資産の状況を把握し、中核事業の実行方策を判断することが求められますが、平常時において、被災により限定された経営資源（人、設備、資金）の中で優先して実施すべき事業（中核事業）やそれを遂行するための業務（重要業務）と目標となる復旧時間をあらかじめ決めておく必要があります。
- ②中核事業は、平常時の3割程度の経営資源で動かせる範囲に絞り込んでみましょう。
- ③中核業務の設定はまさに企業の戦略です。
 - ・ 事業収入（売上高、利益高）への貢献度
 - ・ 社会的貢献度（緊急支援物資の荷役、ライフライン維持のための物資の荷役、自治体からの要請）
 - ・ 伝統を重視する（創業から世話になっている）
 - ・ 自社の財務状況などの観点から総合的に判断して、自社の中核事業を絞り込みましょう。
- ④復旧時間は、「どのくらい中断すると取引先が離れていくか」「取引先との取引が継続可能と想定される限界の時間」を想定しておきましょう。実際の災害では、被災状況により復旧時間は想定とは相当変動する可能性があります。平常時に目標となる時間を想定し、そのための対策を考えておく必要があります。
- ⑤復旧時間の設定の際は、各港湾管理者が策定を進めている港湾BCPとの整合性を考慮してください。また、荷主や元請事業者等と平常時に協議・調整等を行うことで、より実効性の高い計画となります。

4. 平常時における事前対策計画

（1）災害対策本部

- ①自然災害により緊急事態が発生した場合には、災害対策本部を立ち上げ、事業継続計画の発動を判断する。
- ②災害対策本部の立ち上げは、本社又は事業所における震度6以上の地震の発生時とする。
- ③災害対策本部の組織と役割・担当責任者は次のとおりとする。
- ④各チームは把握した情報を災害対策本部長に伝えるとともに災害対策本部長の指示を従業員に周知する。

【組織と役割】



【担当責任者】

部門	責任者	代行者
災害対策本部長	〇〇社長 携帯電話番号	〇〇専務 xxx-xxxx-xxxx
災害復旧チーム	〇〇事業部長 xxx-xxxx-xxxx	〇〇事業課長 xxx-xxxx-xxxx
人材管理チーム	〇〇総務部長 xxx-xxxx-xxxx	〇〇総務課長 xxx-xxxx-xxxx
営業・対外調整チーム	〇〇営業部長 xxx-xxxx-xxxx	〇〇営業課長 xxx-xxxx-xxxx

【記入上の留意事項】

- ①モデルでは、災害対策本部の立ち上げ基準を定めることとしていますが、BCP の発動基準を定めておいて、その基準に達したときは、災害対策本部を自動的に立ち上げる方法もあります。
- ②災害対策本部の立ち上げやBCPの発動基準は、下記のような記述方法もあります。
 - ・災害対策基本法第 105 条に基づく、災害緊急事態の布告がなされた時
(災害緊急事態の布告は、地震の他、噴火、台風等の災害時にも発令されます)
 - ・内閣総理大臣が東海地震の警戒宣言を発令した時。
(警戒宣言は現在のところ東海地震に限定されています)
 - ・特段の対応をしなければ目標復旧時間内に中核事業を再開することが困難な時
 - ・地震により当社に重大な災害が発生(する可能性がある)と判断した時
- ③ここでは、本部の他、3 つのチームを設定してみましたが、会社の規模や必要性を
考えて、チーム数やチームの構成人員を決定してください。
緊急時における、人、物、資金、顧客の管理に着目して、役割分担を決めておく
ことが必要です。
- ④会社の規模が小さい場合には、必要に応じて、担当を兼務することも考えてみま
しょう。

- ⑤支店営業所又は現場事務所だけではチーム編成が不可能な場合には、本社と支店営業所又は本社と現場事業所間で双方が担う役割分担を明確化しておくことが必要です。」
- ⑥本部の設置場所についても複数の場所を想定しておくことが望まれます。

(参考) 組織の例

本部長
顧客・協力会社担当
事業資源担当
財務担当
従業員支援担当

本部長
従業員支援チーム
現場対応チーム
顧客対応チーム
財務チーム
広報チーム
調達チーム

BCP 対策本部長
災害復旧チーム
人材管理チーム
営業・対外調整チーム
財務管理チーム

(2) 緊急連絡体制

【記入上の留意事項】

- ①緊急時の連絡のための通信手段は多重化しておくことが大切です。
(有線放送、衛星電話、FM放送の活用等)
- ②収集すべき情報は、下記を参考に、加除訂正してください。
- ③情報が陳腐化しないよう、情報更新の担当を決めておくといいでしょう。

① 従業員連絡先リスト

- ・従業員の安否確認と非常時の業務推進体制の検討に資するため、別紙1のとおり「従業員の連絡先リスト」を定める。
- ・個人情報の取り扱いには充分注意する。

【記入上の留意事項】

- ①別紙1の表頭の項目として、例示のほか、下記の情報などがあります。
「最寄り駅」、「復旧時に有効と考えられる資格・技能の所持状況」
- ②会社と自宅の距離は、帰宅困難者の判断や徒歩による出勤可能性の判断に活用しましょう。
- ③大地震の場合1週間程度は、一般の電話がつながりにくい状況が続きます。
安否確認のため、「災害伝言ダイヤル NTT の171番」「携帯電話の災害伝言板」等の使い方を周知しておく必要があります。

② 荷主企業等連絡リスト

- ・荷主企業等との情報収集、連絡調整を円滑に行うため、別紙2のとおり「荷主企業等連絡リスト」を定める。
- ・重要度が高い企業に対する連絡調整を優先する。

【記入上の留意事項】

- ①別紙2の表頭の項目として、「取扱品名」なども考えられます。
- ②重要度は「売上高貢献度」によるほか「A 中核事業関係」「B それ以外」と分類することも一案です。

③ 行政機関、ライフライン、協力会社等連絡リスト

- ・ 関係機関との情報収集、連絡調整のため、別紙3のとおり「行政機関、ライフライン、協力会社等連絡リスト」を定める。

【記入上の留意事項】

- ①別紙3に例示した関係先のほか、事業の早期回復に必要と思われる組織を適宜、加除修正してください。

(3) 事前対策

① 避難計画

- ・ 会社施設等からの避難が必要となった場合の避難場及び津波緊急避難場所並びに避難責任者は、次のとおりとする。

避難場所等		本社	事業場
避難場所	一次避難場所	〇〇公園	〇〇公園
	広域避難場所	〇〇大学校一帯	〇〇記念公園
	帰宅困難者一時滞在施設	〇〇市民会館	〇〇小学校
	津波緊急避難場所	社屋の屋上	管理棟の屋上
責任者		〇〇社長	〇〇事業場長
責任者代理		〇〇専務	〇〇事業場長代理

【記入上の留意事項】

- ①地方公共団体等のホームページで避難場所を確認してください。避難場所等の呼称は自治体により異なることがあります。避難場所の住所を記載するとより明確になります。
- ②責任者の役割としては、作業停止指示、避難指示・解除、などが考えられます。
- ③船内やヤードなど現場作業中に災害が発生した場合の避難責任者を決定し、明記しておくことが必要です。
- ④津波の防御ライン（防潮堤等）より海側に立地することが多い港湾運送業では、その特殊性を考慮して津波からの避難対策を講じることが大切です。港湾管理者が中心となって、各港湾の特性に応じた対策が検討されることとなっています（「津波避難対策ガイドライン」）
各港湾の避難対策が策定された段階では、当該対策と整合性を図りつつ、次の事項について独立して記述することが望まれます。
イ緊急避難場所、ロ津波避難施設、ハ避難経路、ニ避難方法、ホ情報伝達手段等

② 防災物資及び防災用機材の備蓄

・下記の品目について、必要な数量を事業場毎に備蓄する。

区分	品目 (例)	保管場所	備蓄担当部署
水 (飲用、生活用)		地下倉庫	担当部○部
食料品	即席・レトルト食品、缶詰、α米、乾パン、クラッカー、ジャム		担当課○課
食器類	紙皿、紙コップ、割り箸、缶切り・栓抜き、水筒、ラップ、鍋、カセットコンロ、ライター		担当係○係
日用品	簡易トイレ、トイレットペーパー、ティッシュ、マスク、石けん・洗剤、生理用品、ポリ袋、ゴミ袋		担当チーム○チーム
薬品	消毒液、包帯・ガーゼ、絆創膏、カット綿、冷却剤、解熱剤、胃薬、整腸剤、うがい薬		担当者○○
寝具・暖房具	毛布、寝袋、敷物、使い捨てカイロ、防寒具、ポータルストーブ		
照明器具	懐中電灯、予備乾電池		
情報・通信機器	携帯ラジオ、モバイル機器、携帯電話、衛星電話、拡声器、笛		
工具類	ペンチ、ハンマー、シャベル、バール、のこぎり、ロープ、はしご、ジャッキ、簡易ウインチ		
文具類	筆記用具、コピー消耗品、		
事業用品	軽油・ガソリン、エンジンオイル、軍手、防塵マスク、ヘルメット、		
その他	AED、ライフジャケット、救命浮き輪、ゴムボート、投光器、簡易発電機、延長コード、土のう、消火器、ガムテープ、ブルーシート、		

【記入上の留意事項】

- ①品目欄の品目は例示です。適宜、加除修正してください。
- ②必要数量は $\text{従業員数} \times 1 \text{人} \times 1 \text{日当たりの必要量} \times \text{必要日数}$ で算出してください。
水、食料品、食器類は少なくとも3日分の備蓄が必要です。
水は1人1日当たり3リットル、簡易トイレは60人に1個、トイレットペーパーは10人に1ロールが目安です。
- ③備蓄担当者を決めておき、消費期限や必要数量等を確認して更新することが必要です。保管場所情報も共有しましょう。
- ④特殊荷役に必要な工具、事業用品については企業の実情に応じて追加記入してください。

③ 施設・設備の投資計画

中核事業の継続、目標復旧時間内の復旧など、事業継続能力を高めるため、施設や設備に関する投資計画について、別紙4「施設・設備の投資計画」のとおり定める。

【記入上の留意事項】

- ①施設・設備関係の整備事項を例示しました。自社の状況を判断して、着実に実施していくことが求められます。無理のない計画を考えてください。
- ②資金の調達手段として、国や地方公共機関の助成制度を活用することを検討してみてください。助成制度は毎年変更される可能性があります。ホームページ等から最新の情報を入手してください。
- ③昭和 56 年以前（旧耐震基準の適用）の建物は、耐震診断や耐震補強を行いましょう。

④ 資金の確保

緊急時の資金の過不足を予測するとともに、次について検討を行う。

- ・ 損害保険や共済への加入状況と支払い条件
- ・ 政府系金融機関等の緊急時の貸付制度
- ・ 内部資金の留保

【記入上の留意事項】

- ①資金の過不足の予測にあたっては、「中小企業庁「BCP策定のためのヒント～中小企業が緊急事態を生き抜くために～」のP38, 39を参考としてください。
- ②一般の火災保険では地震災害に対しては保険金がありません。また、政府系中小企業金融機関には災害時用の融資だけでなく防災力向上を目的とした融資制度もあります。
- ③緊急時に備えて、給与や取引業者への支払い代金として1ヶ月分程度の資金を確保しておくことが望まれます。

⑤ 訓練計画及び計画の点検・見直し

- ・ 事業継続計画を組織内に浸透・定着させるとともに、その有効性を点検するため、次により訓練を行う。
- ・ 事業継続計画（特に別紙連絡票、備蓄品及び避難場所等）は、原則として、変更のあった都度更新する。また、下記の訓練時に点検を行い、必要事項の変更を行うこととする。

訓練内容	対象者	時期
避難訓練	全従業員	○月
安否確認訓練	全従業員	○月
対策本部の発動・中核事業の継続	対策本部員	○月

【記入上の留意事項】

- ①毎年、定期的に行うことが大切です。
- ②訓練結果により、より実態に即した計画に変更してください。訓練時期に合わせて、別紙の連絡票等や備蓄品等をチェック・更新することも一案です。

5. 災害時の事業継続活動

緊急事態発生時の対応行動は、下記のフローによるものとする。

ステップ1 緊急対応フェーズ

(1) 安全確保と安否確認

(2) 災害対策本部の立ち上げ (BCP 発動判断)



ステップ2 復旧フェーズ

※ 残存事業資源を活用し、復旧体制で中核事業を継続する。

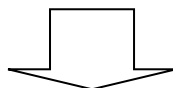
(3) 中核事業の継続方針の決定

(4) 事業資産の確保対策

(5) 荷主・協力会社対策

(6) 財務対策

※ 中核事業の復旧再開後、順次、業務の範囲を拡大する。



ステップ3 平常フェーズ

(7) 復旧宣言

【記入上の留意事項】

①緊急時の代表的な行動フローの例示です。会社の実情を考え適宜修正してください。修正される場合には、次ページ以降の修正も必要です。

(1) 安全確保と安否確認

- ①緊急事態発生時には、人命を最優先し、従業員は自らの安全確保に努める。
また、「人材管理チーム」は人命救助、負傷者の治療、二次災害の防止対策などを行う。
- ②避難責任者は、会社施設等からの避難が必要と判断した場合には、避難場所を指定し避難を行う。
- ③「人材管理チーム」は、別紙1「従業員連絡リスト」を活用し、従業員・家族の安否確認を行うとともに、従業員の出勤可能性を把握する。
- ④就業時間外、外出先等で緊急事態が発生した場合には、自身や家族の安全を確保する。また、安否情報を「人材管理チーム」へ報告する。
- ⑤公共交通機関の途絶等により帰宅できない従業員は、会社の建物が安全ならば会社で、会社の建物の安全性が危惧される場合は帰宅困難者一時滞在施設で待機する。

【記入上の留意事項】

- ①従業員とその家族の安否確認には災害用伝言ダイヤル（固定電話）、災害用伝言サービス（携帯電話）、SNS、Google パーソンファインダー、安否情報まとめて検索（「J-a-n-p-i」）なども活用できます。
- ②10 km以内は全員「帰宅可能者」、20 km以上は全員「帰宅困難者」とされています。東京都では条例で、帰宅の抑制と3日間分の食料を確保することを求めています。事前に本人に周知しておくといよいでしょう。

(2) 災害対策本部の立ち上げ

- ①本社又は事業所における震度6以上の地震の発生時に災害対策本部を立ち上げる。
- ②災害対策本部長の候補者は、相互に連絡をとり、本部長を決定する。
- ③本部長は、災害対策本部の設置場所を決定し、対策本部員を招集する。
- ④本部長は、災害復旧チーム、人材管理チーム、営業・対外調整チームから情報を収集し、BCPの発動を判断する。
- ⑤本部長は、中核事業の継続方針を決定する。
- ⑥本部長は、従業員の参集方針を人材管理チームに指示する。

【記入上の留意事項】

①従業員の参集の判断を次の例のように、あらかじめ項立てして、明記する方法もあります。

(例)

- ・原則として全員出社する。ただし、災害対策本部長が出社不用とした者は人材管理チームから連絡する。
- ・原則として全員出社する。ただし、交通機関の途絶、ライフラインの寸断等の場合は自宅で待機する。

(3) 中核事業の継続方針の決定

- ①本部長は、災害対策本部に集約された情報に基づき、中核事業の継続方針を決定する。
- ②本部長は、各チームに対して、中核事業の継続・実施に必要な対策の指示を行う。
- ③中核事業の決定にあたっては、国・地方公共団体等からの緊急支援物資の輸送にかかる要請に留意する。
- ④本部長は、復旧状況を把握しつつ、順次、事業範囲の拡大について指示を行う。

(4) 事業資産の確保対策

- ①各チームは、別紙5「事業資産の被害状況チェックシート」により、人的資産、物的資産及びインフラの被害状況と活用可能性を把握し、対策本部に報告する。
- ②各チームは、中核事業の実施に必要な資源で自社のみでは確保ができないものについては、代替資源の活用を努める。
- ③自社のみでは必要労働力の確保が困難な場合には、自社以外からの労働力の確保方を検討する。一方、自社で就労が不可能な場合には、雇用調整助成金等支援策の活用による雇用維持に努めるほか、自社以外での就労について検討する。

【記入上の留意事項】

①代替資源の確保先としては、レンタル会社、同業者、元請企業等が考えられます。緊急時に備え、平常時から相互協力の話し合いを行っておくことが大切です。また、調達先の複線化が可能なものは、平常時から複線化を進めておきましょう。

②他企業や他港の労働者の活用や他企業や他港での就労については、関係労働法の緩和が必要な場合があります。関係機関から情報収集して適法に実施することが必要です

(5) 荷主・協力会社対策

- ①営業・対外調整チームは、荷主、協力会社等に対して、別紙2「荷主企業等連絡リスト」により、荷主、協力会社等の状況把握に務めるとともに、荷役にかかるニーズの把握に努める。
- ②営業・対外調整チームは、自社の被災状況、荷役の可能状況、復旧見込み等を伝え、荷役にかかる調整を行う。
- ③荷主・協力企業等との連絡調整は、中核事業と位置づけた事業に関係のある企業に対し優先して実施する。
- ④営業・対外調整チームは、関係行政機関、港湾管理者、地区港運協会と情報の交換に努める。

(6) 財務対策

- ①災害復旧チームは、事業継続のため、運転資金の状況把握を行う。
- ②災害復旧チームは、複数の資金調達先の確保に努める。
その際、中小企業庁、日本政策金融公庫等の公的な融資制度や助成制度の活用についても留意する。
- ③災害復旧チームは、必要に応じ関係先に対し、手形決済の繰り延べ、売掛金の支払い延期等を要請する。

6. 復旧宣言

災害対策本部長は、緊急時の体制をこれ以上継続する必要がなくなると判断した時点で復旧宣言を行い、災害対策本部を解散する。

別紙1 従業員連絡リスト

所属部署	役職	氏名	住所	自宅電話	携帯電話	アドレス	通勤手段	会社との距離	災害時の状況（被害の有無、出社可能性等）
	社長	〇〇〇〇	〇〇市〇〇〇 ×-×-×	03-1111-2222	090-1111-2222	××××@×××. ××	車	〇km	無し 出社可能
	専務	〇〇〇〇					電車		家族傷害、〇日頃出社可能
事業部	部長						バス		家屋半壊、〇日頃出社可能
〃	課長						送迎バス		無し、通勤手段回復後出勤可能
〃							自転車		無し、出勤可能
営業部	部長						徒歩		無し、出勤可能

「災害時の状況」欄は、安否、出社可否をチェックリスト方式とすることも一案です。（例：本人安/否 家族安/否 出勤可/否）

別紙2 荷主企業等連絡リスト

	企業名	部署	担当者氏名	住所	会社電話	担当者携帯電話	アドレス	重要度	災害時の状況（被害の有無、要望等）
1	〇〇（株）	〇〇課	〇〇〇〇	〇〇市〇〇〇 1-1-1	03-1111-2222	090-1111-2222	××××@×××.××	ABC	
2								ABC	
3								ABC	
4								ABC	
5								ABC	
6								ABC	
7								ABC	
8								ABC	
9								ABC	
10								ABC	
11								ABC	
12								ABC	

A：売り上げ貢献度 大
 B：A以外の主要荷主
 C：その他の荷主

別紙3 行政機関、ライフライン、協力会社等連絡リスト

区分	関係先	部署名	担当者名	会社電話	アドレス
官公庁等	〇〇運輸局				
〃	〇〇港湾管理者				
〃	〇〇都道府県				
〃	〇〇市町村				
〃	〇〇消防署				
〃	〇〇警察署				
〃	〇〇病院				
業界団体	〇〇地区港運協会				
〃	(一社) 日本港運協会	総務部		03-3432-1050	nikkokyo@giga.ocn.ne.jp
ライフライン	〇〇電話				
〃	〇〇電力				
〃	〇〇ガス				
〃	〇〇水道局				
修繕・供給業者	〇〇建設(株)				
〃	〇〇自動車修理(株)				
〃	〇〇荷役機器(株)				
〃	〇〇オフィス機器(株)				
〃	〇〇ガソリン販売(株)				
〃	〇〇ITシステム(株)				
金融機関	〇〇銀行				
保険会社	〇〇損保				
協力会社	〇〇港運(株)				
〃	〇〇船会社(株)				
〃	〇〇陸送(株)				
〃	〇〇倉庫(株)				
〃	〇〇警備(株)				

別紙4 施設・設備の投資計画

対策項目	対策後のレベル	必要資金	資金調達方法	実施 予定年
本社・事業場の耐震強化	震度7でも大丈夫	〇円	中小企業庁融資制度	〇年
本社・事業場の不燃化	済み	—		
津波等の避難施設の整備	事業場屋上を避難用に改造	〇円	県融資制度	〇年
荷役機器の転倒防止	済み			
災害対策用発電機の購入	小型発電機・投光器の導入	〇円		〇年
ガソリン・軽油の備蓄	済み			
本社什器類の転倒防止	済み			
IT ツールのバックアップ、転倒防止 (財務・会計、人事・労務、荷主情報等)	バックアップが必要な情報、バックアップ方法及び保存場所の決定	〇円		〇年
緊急連絡体制の整備	衛星電話を導入する	〇円		〇年

「情報システムの管理とデータのバックアップは事業継続の基礎です。システムの転倒防止等とともにバックアップすべきデータを整理し、どのような方法で保管するか検討しておきましょう。」

別紙5 事業資産の被害状況チェックシート

施設名 ○○

チェック日時○月○日

		項目				備考		
人的資産	人的被害	従業員	死亡者○人 負傷者○人 未確認者○人	家族	死亡者○人 負傷者○人			
	帰宅困難者	○人 うち社内待機○人 一時滞在施設○人						
	出勤可能者	○人 うち○部○人 ○部○人 自宅待機者○人						
物的資産	建物の被害	損傷状態	全壊 半壊 要修理 継続使用可能			二次被害 の危険性	有 無	
		室内状態	壁 床 出入り口 トイレ エレベーター 窓					
		浸水	床上○cm		液状化	有 無		
		地盤亀裂	有 無		地盤沈下	有 無		
	設備・備品の被害状況 (活用可能台数)	乗用車	○トン○台 (○トン○台)		トラック	○トン○台 ○トン○台 (○トン○台 ○トン○台)		
		フォーク リフト	○トン○台 ○トン○台 (○トン○台 ○トン○台)					
		事務用機 器	コピー器○台 パソコン○台 FAX○台 (○台 ○台 ○台)					
		作業用機 材	○台 ○個 ○本 軽油○% ガソリン○% (○台 ○個 ○本 ○% ○%)					
インフラ	電気	停電(復旧見込み○頃) 平常		自家発電装置の活用	可能 不可能			
	ガス	停止(復旧見込み○頃) 平常		水道	断水(復旧見込み○頃) 平常			
	通信	固定電話(可 不可) 携帯(可 不可) メール(可 不可)						
	航路	啓開 未啓開	岸壁	着岸可能 不可能				
	大型荷役機器	ガントリークレーン、トランスファークレーン、その他クレーン ストラドルキャリア、ローダー類、その他()						
	コンテナターミナル	管理棟 冷凍プラグ 整備場 その他()						

参考 1

震度6弱、6強における被害発生状況のイメージ

	震度6弱	震度6強
屋内の状況	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。
屋外の状況	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
木造建物	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。
鉄筋 コンクリート 造建物	耐震性の低い建物では、壁や柱が破壊するものがある。耐震性の高い建物でも壁、梁(はり)、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁や柱が破壊するものがある。
ライフライン	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。 [一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。 [一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。]

資料: 気象庁「気象庁震度階級関連解説表」より作成

参考 2

「財務診断モデル 基本コース」記入例（建物半壊時の場合）

◆復旧費用

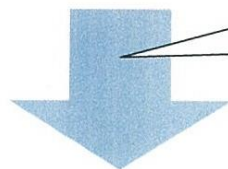
（単位：千円）

	復旧期間	復旧費用	備 考
建物	30 日	10,000	
機械	0 日	5,000	
棚卸資産	0 日	0	
器具・工具等	0 日	0	
資産関係計	30 日	15,000	(A)
事業中断損失		2,500	(B)
復旧期間・費用推定値	30 日	17,500	(A) + (B) = (C)

◆手元資金

（単位：千円）

種 類	金 額	投入時期
現金・預金	2,000	即時可能
損害保険金	2,000	支払までに時間がかかる
会社資産売却	2,000	換金までに時間がかかる
経営者から支援	2,000	経営者の意向次第
計 (D1)	8,000	



財務診断モデル Excel シートの水色部分に数値を入力すると、自動的に手元資金の過不足が計算されるようになっています。

建物が半壊した場合、

手元資金 8,000 千円 < 復旧費用 17,500 千円 ですので、災害貸付制度などを利用して資金を借りる必要があります。

参考3 被災中小企業に対する公的支援制度

(1) 平常時における事前の防災対策に対する支援制度

No	制度名	概要	実施者	受付窓口	条件
1	防災対策支援貸付制度	<ul style="list-style-type: none"> ・防災対策に取り組む事業者向け、防災対策に必要な設備資金の貸付 ・貸付利率、10年固定貸出と15年変動貸出がある 	商工組合中央金庫 http://www.shokochukin.go.jp/	商工組合中央金庫各支店	中小企業
2	中小企業組合等活路開拓事業	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業が組合等を中心に共同して調査研究、将来ビジョンの策定及びその成果を具体的に実現化し、新たな活路を見出すために行う事業。 ・補助金額は、総事業費の10分の6以内であって、6,000千円が限度。 	全国中小企業団体中央会 http://www.chuokai.or.jp/josei/josei.htm	各都道府県の中小企業団体中央会	協同組合が対象
3	社会環境対応施設整備資金(平成18年度開設予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・融資対象は、設備の耐震化・不燃化工事、耐震診断、データバックアップ構築など ・BCP策定企業に対し、政策優遇金利を適用 	中小企業金融公庫 http://www.jasme.go.jp/ 国民生活金融公庫 <詳しくはこちら>	中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫の各支店	中小企業

(2) 緊急事態発生後の支援制度(発生直後)

No	制度名	概要	実施者	受付窓口	条件
4	小規模企業共済災害時貸付	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模企業共済の加入事業者が災害により被害を受けた際に貸付 ・積立金の範囲内で上限1,000万円 ・即日融資(午前中に申込みば、午後に貸し出し) 	中小企業基盤整備機構 http://www.smrj.go.jp/	商工組合中央金庫各支店	小規模企業共済へ加入して1年を超える事業者
5	特別相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県、政府系金融機関、信用保証協会、商工会議所・商工会、地方経済産業局、中小企業基盤整備機構等が単独又は共同で開設 ・相談受付内容は、①中小企業の復興支援、②中小企業向け融資、③雇用対策関係など 	(左記)	単独の場合は各支店等、共同の場合は商工会議所・商工会などに設置される	(特になし)

6	既往債務の返済条件緩和	・国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫からの既往債務に対する返済条件の緩和措置	中小企業庁経営安定対策室が左記3機関に指示 http://www.meti.go.jp/kohosys/press/0004394/0/030814taifu.pdf (平成15年台風10号災害の例)	各支店等	債務のある中小企業
---	-------------	---	--	------	-----------

(3) 緊急事態発生後の支援制度（発生から1ヶ月以内めど）

No	制度名	概要	関連サイト	受付窓口	条件
7	災害復旧貸付	・罹災した中小企業者向けに設備資金・運転資金を貸付 ・貸付期間10年以内(うち据置2年以内) ・限度額3,000万円以内(中小企業)	国民金融公庫 http://www.kokukin.go.jp/tyuushou/special_m.html	国民金融公庫各支店	災害救助法の適用、市町村発行の罹災証明書が必要(*)
8	災害復旧貸付	・罹災した中小企業者向けに設備資金・長期運転資金を貸付 ・貸付期間10年以内(うち据置2年以内) ・限度額は、直接貸付1億5,000万円、代理貸付7,500万円	中小企業金融公庫 http://www.jasme.go.jp/jpn/search/37.html	直接貸付は中小公庫営業部、代理貸付は取扱金融機関	
9	災害復旧貸付	・罹災した中小企業者向けに設備資金・長期運転資金を貸付 ・貸付期間、運転10年以内(うち据置3年以内)、設備20年以内(うち据置3年以内)	商工組合中央金庫 http://www.shokochukin.go.jp/disk/bk2005/gyoumu/gyoumu09.html	商工組合中央金庫各支店	
10	代替工作機械等の優先融通	・経済産業省が、工場等復旧のための代替工作機械等の優先融通等について、(社)日本工作機械工業会等の関連団体に対して、最大限の便宜を図るよう要請	経済産業省製造産業局 http://www.meti.go.jp/press/0005429/0/040721fukkyu.pdf http://www.meti.go.jp/press/0005813/0/041115saigaiseizou.pdf	—	新潟・福島豪雨、福井豪雨、新潟中越地震の際に発出
11	下請取引問題の解決斡旋	・下請取引においてトラブルが発生し、下請企業又は親企業からそのトラブル解決のための申し出があった場合に、双方から事情を聴取し、その解決のための調停、あっせんを行う	各都道府県の下請企業振興協会 http://www.zenkyo.or.jp/index.htm	各都道府県の下請企業振興協会	問題が生じた中小企業

*: 激甚災害に指定されると特別措置(低い特別利率など)が適用される。その際の申し込みには罹災証明書の交付が必要。

(3) 緊急事態発生後の支援制度（状況に応じて追加的に開設される対策）

No	制度名	概要	関連サイト	受付窓口	条件
12	セーフティネット保証（4号：突発的災害）	<ul style="list-style-type: none"> 突発的災害で経営の安定に支障を生じている中小企業者向けの貸付（指定地域内で1年間以上継続して事業を行っており、災害等の影響を受けた後の3ヶ月間の売上高等が前年同期比▲20%以上の見込みである中小企業者） 普通保証2億円以内（組合4億円以内） 無担保保証8,000万円以内 	<p>各都道府県の信用保証協会 http://www.cgc-tokyo.or.jp/business/safetynet.html</p>	各都道府県の信用保証協会各支店	市町村長（特別区長）による認定書が必要
13	災害復旧高度化事業	<ul style="list-style-type: none"> 施設の復旧に当たって協同組合により新たに高度化事業を行おうとする場合に、その事業資金を貸付 貸付割合：対象事業費の90%以内 利率：無利子 償還期間：20年以内の期間（据置3年以内） 	<p>中小企業基盤整備機構と都道府県が一体となって実施 http://www.smrj.go.jp/keiei/odoka/.../index.html</p>	中小企業基盤整備機構の各支部、都道府県の中小企業担当課	協同組合が対象
14	雇用調整助成金	<ul style="list-style-type: none"> 景気変動や産業構造変化等に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等や出向を行った事業主に対して休業手当や賃金の一部を支給 休業等の受給額：休業手当相当額の1/2（中小企業事業主は2/3）、支給限度日数は3年間で150日（最初の1年間で100日分まで）まで 出向の受給額：出向元で負担した賃金の1/2（中小企業事業主は2/3） 	<p>厚生労働省 http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/a01-1.html</p>	最寄りのハローワーク	最近6か月間に①生産量が対前年同期比10%減、②雇用量が増加していない事業主